

独 国 青 財 第 7 4 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

本 部 各 部 長
各 施 設 所 長 殿

管理部長 山岸 仁

謝金の統一単価について（通知）

このことについて、「独立行政法人国立青少年教育振興機構謝金支給取扱基準(平成24年4月1日一部改正)」第4(1)の別に定める「統一単価」について、別紙のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、平成22年3月31日付け独国青財第96-1号通知「謝金の統一単価について（通知）」は廃止します。

統一単価表

謝金区分	業務内容		記号	単位	単価(円)		算出方法等	税率	
会議出席謝金			A-1 ～A-4	回/時間	別表 1			月額表185条乙欄	
対談・座談会出席謝金	広報誌等に掲載することを目的として実施される会		B-1	回	17,600			204条10%	
司会、報告者及び事例発表謝金	講習会、研究会、記念式典等における司会、報告及び事例発表を依頼した場合		C-1	時間	4,400		実施時間(分単位)を時間単位に換算し、10分単位で算出すること。 控え室等にて待機中の時間は含まず、実働時間をもって算出すること。	204条10%	
講演・講義謝金	A	著名人、学識経験者による講演・講義	D-1 ～D-11	時間	別表 2			204条10%	
	B	上記Aに該当しないもの(講義・講話・語り部)	D-12	時間	1,500		旅費は支給はしない。	204条10%	
原稿執筆謝金	A	思想、文献、随想、提言等(400字)：教授等著名人	E-1	枚	2,500		100字単位で算出すること。	204条10%	
	B	一般(400字)：学識経験者等	E-2	枚	2,000			204条10%	
翻訳謝金	A	和文→英文(200ワード)	F-1	枚	6,100		F-1、F-4については50ワード単位で算出すること F-2、F-3については100字単位で算出すること	204条10%	
	B	英文→和文(400字)	F-2	枚	3,900			204条10%	
	C	英文以外→和文(400字)	F-3	枚	5,400			204条10%	
	D	外国文→外国文(200ワード)	F-4	枚	6,100			204条10%	
同時通訳謝金	A	英語	講演等の場合	G-1	日	89,000		午前又は午後の拘束時間が4時間以内の場合は、1/2日料金とすること。 正午をはさむ場合は1日料金とすること。	204条10%
	B	英語以外の外国語		G-2	日	89,000			204条10%
逐次通訳謝金	A	英語	事業の随行等の場合	H-3	時間	11,000		実施時間(分単位)を時間単位に換算し、30分単位で算出すること。 8時間/日を限度とすること。	204条10%
	B	英語以外の外国語		H-4	時間	11,000			204条10%
揮ごう謝金	賞状			I-1	行	150		204条10%	
	表紙、原画等	印刷物の表紙、原画(ポスターを含む)等を依頼した場合		I-2	枚	15,600		204条10%	
演奏謝金			J-1	—	—		特別単価による。	204条10%	
調査研究の実施に係る指導・助言謝金			K-1	—	—		特別単価による。	月額表185条乙欄	
子どもゆめ基金助成金計画調書等 書面審査謝金			L-1	—	—		特別単価による。	204条10%	
ホームステイ謝金			M-1	—	—		特別単価による。	—	
単純労務謝金	資料整理、集計作業、会場整理業務を依頼した場合		N-1	時間	900	1日上限 7,200/日	1時間単位で算出すること。	月額表185条乙欄	

※(算定方法)小数点以下については、切捨てとする。

※ 本表は支給単価の上限を定めたものであり、この範囲内で支給することができる。本表の額を超える場合は、事前に理事長へ『特別単価』の申請を行うこと。

【別表1】

会議出席謝金

(単位：円)

区分	委員長		委員		内容
	1回あたり	時間単価	1回あたり	時間単価	
A-1	16,900	8,400	14,400	7,200	運営委員会等機構が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
A-2	14,800	7,400	12,300	6,100	機構が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
A-3	12,700	6,300	10,200	5,100	機構が開催する会合で一般的なもの。
A-4	10,600	5,300	8,100	4,000	他の区分より下位とすることが適当としたもの。

※時間単価を適用する場合の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。

※時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は、原則として1回あたりを適用する。

※時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

【別表2】

講演・講義謝金

(単位：円)

区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
D-1	11,700	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
D-2	10,100	大学副学長			
D-3	9,000	大学学部長級			
D-4	8,100	大学教授級1			
D-5	7,200	大学教授級2	12年以上	部長級	—
D-6	6,300	大学准教授級		課長級	課長級
D-7	5,300	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
D-8	4,700	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
D-9	3,700	大学助手級以下1		係員1	課員1
D-10	2,700	大学助手級以下2		係員2	課員2
D-11	1,700	大学助手級以下3		係員3	課員3

※大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めてもよい。

※作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、別表2の標準単価の中から適宜単価を選択する。

※支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。

※支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。